

## 平成28年度第2回長野県総合教育会議

日 時：平成28年9月13日(火)

10時30分～12時00分

場 所：県庁 議会増築棟3階  
第一特別会議室

### 1 開 会

(小岩企画振興部長)

おはようございます。ただいまより平成28年度第2回長野県総合教育会議を開会いたします。本日の会議の進行を務めさせていただきます、企画振興部長の小岩でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、阿部知事からごあいさつをお願いいたします。

### 2 あいさつ

(阿部知事)

改めておはようございます。本年度、第2回の総合教育会議ということで、教育委員の皆様方には大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

さて、5月26日に第1回の総合教育会議を開催いたしました。本年度の教育施策の方針や今、長野県として最も力を入れていかなければいけない政策の一つである子どもの貧困対策等について意見交換をさせていただき、取組の方向性を定めさせていただいたところでもあります。

先の6月県議会で「長野県子どもを性被害から守るための条例」が可決・成立したところでございますが、私どもとしては、この条例制定というのは通過点というか、新たなスタートだと思っております。決して条例をつくることがゴールではなくて、これからがスタートだと思っております。そういう意味で、先般、教育委員会等と共同で産婦人科医、あるいは臨床心理士等、専門家の皆様方からも意見聴取を行わせていただいて、今後の施策展開に向けて取り組むべき課題も見えてきたところでございます。

本日はそうしたことも踏まえた上で、教育委員会と知事部局とで、この子どもを性被害から守るための具体的な連携のあり方、また来年度事業や推進体制等について、幅広く意見交換をさせていただきたいと思っております。

また、もう1点、次期長野県教育振興基本計画の策定について、現段階での状況、あるいは今後の予定をご報告させていただき、その内容を踏まえ、意見交換をさせていただきたいと思っております。

長野県のこれからの発展にとっては、いろいろな課題がありますが、やはり教育、人づくりが最も重要だと思っています。いろいろな分野の方々と、しかも教育以外の分野の方々とお話をさせていただく中でも、やはり教育についての期待感というのは非常に強いものがあります。長野県の地域を元気にし、産業を活性化していく上でやはり教育、人づくりは大変重要だと思っておりますので、そうした観点でこの教育振興基本計画についても、教育委員会の皆様方とも一緒になっていい計画をつくって、そして実行していきたいと思っております。是非この点についても、率直な意見交換をさせていただければと思っております。

今日の会議は大きく2つのテーマがございますので、是非、忌憚のない意見交換をしていただいて、教育委員会と知事部局が一緒になって進んでいく方向性を見出していただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(小岩企画振興部長)

続きまして、原山教育長からごあいさつをお願いいたします。

(原山教育長)

おはようございます。知事部局と教育委員会が連携・協力するためのプラットフォームとしてこの総合教育会議、非常に重要な役割を担っていると思っております。本日の議論を踏まえて、必要な施策を連携してやっていきたいと思っております。我々が政策を考えるときに、政策意図を持ってそれを人々に働きかけて、その結果として意図した成果が出ているかどうかと考える。そういう意味では、オペレートする側とされる側みたいな感じになるんですが、実は、それは社会を変えるという意味では、ある意味、縦糸を通すような動きなんです。もう一方では横糸を通すような動きをもっと大事じゃないかなと思っております。そういう観点で、本日のこの時間を利用していただいて、今日の資料の資料2-4の「高校生スマホキャラバン」の取組について、ご説明させていただきます。

ざっと目で追っていただければわかるところでありますが、高校生たちが主体的に社会に関わっていく、その中で何が起こったのかと言いますと、何かこの生徒たちの動きによって、要は縦糸のそれぞれの政策が見事に有機的につながっていく。それからその結果として、高校生が中学生に教えるピアラーニングという新たな取組が次々と広がっていく。このことは、大げさに言えば新しい価値を創造したこととか、社会を変えていくことということだと思いますが、彼らもそれを実感したんじゃないかと思っております。

受け身ではなくて主体的に社会に関わっていく、そういう力を育む学びが非常に重要なことではないかということが、局内でいろいろ議論したときに、この重要性を改めて認識したところでございます。少し本筋から離れる部分がありますが、是非ご紹介したいと思いましてお話をさせていただきました。

本日は、この会議が有意義なものになりますことを祈念して、しっかり議論していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

### 3 会議事項

#### (1) 子どもを性被害から守るための取組について

(小岩企画振興部長)

それでは早速ですが、会議事項に入りたいと思います。本日の会議事項のまず1つ目、「子どもを性被害から守るための取組について」でございます。

こちらの会議事項につきましては、資料1及び資料2に基づいてお話を進めさせていただきたいと思いますが、これらの資料につきましては、あらかじめ委員の皆様にご覧いただいているところがございますので、詳細な説明は省略をさせていただきます、直ちに意見交換に入りたいと思います。

なお、その前に、資料1につきまして、轟担当部長から特段何か補足事項がございましたらお願いします。

(轟こども・若者担当部長)

こども・若者担当部長の轟寛逸でございます。どうぞよろしくお願いたします。それでは、お時間を頂戴いたしまして、若干の補足だけさせていただきます。

県民文化部からは、資料1-1から1-3まで3つの資料を提出させていただいております。資料1-1と1-2につきましては条例の内容でございます、既にご覧いただいているかと存じますので省略をさせていただきますが、資料1-3についてだけ、若干の補足をさせていただきます。

条例にもございますが、条例の中で県の責務といたしまして、県は子どもを性被害から守るための取組について、総合的かつ計画的な施策を実施することとしております。こういったことも踏まえまして、資料1-3にございますように、子どもを性被害から守るための知事部局の取組として、左側には従来から実施しているもの、それから右側には今後の施策展開ということで、6月議会で補正予算案を可決していただき、さらに充実したものを中心にして記載させていただいております。

右側の今後の施策展開の中で進めていくに当たりまして、教育委員会と連携して進めてまいりたい、また学校現場のご協力を賜ってまいりたいと考えておりますので、そんな観点から3つだけ申し上げたいと思います。

1つは、右側の性教育・人権教育のところの1つ目の丸がでございます。子どもの性被害予防のための取組支援事業でございます。これは保護者や地域の住民の方々が主体になって実施していただく事業に対する支援を行うものでございます。住民の方々が主体的に主催をしていただくCAPなどのワークショップといった性や人権の研修会に対して県が支援をさせていただきます。6月補正で回数増にも対応できるようにさせていただきました。

こういった部分につきましては、学校で生徒児童に対して実施されるものとうまく相互補完、連携しながらやっていきたいと考えているところでございます。

それから一つ飛びまして、その下にネットトラブル解決集作成という部分がございます。これは、例えばネットによるいじめですとか、誹謗中傷の書き込み、あるいは有害サイトにアクセスしてしまったがどうしたらいいかといったような、さまざまなネットトラブルに対してどう解決していけばいいのかといったような解決集をこれから作成し、配布してまいりたいと考えております。充実という文字の右側でございますように、今後、作成をいたしまして、中高生、また小中高生の保護者全員に配布をしてまいりたいと考えております。それに当たりまして、また是非ご協力いただきたい、またご活用いただきたいと考えているところでございます。

それから裏面をお願いいたします。裏面の中段より少し下に、啓発活動という枠で囲った部分がございます。今後、規制部分につきましては、条例、11月1日に施行という形になってまいりますので、それに向けてリーフレットやポスターの作成・配布を行ってまいりたいと考えております。

その中で、リーフレットのところをご覧いただきたいと存じますが、これにつきましては10月に配布をさせていただく予定で、今、準備を進めておりますが、対象といたしまして、中高生全員に対しまして、性被害に遭わないためにインターネットの適正利用をどうすればいいのか、あるいは深夜外出、なぜ気をつけないといけないのかといったような内容について記載をさせていただくリーフレットを作成して配布をしたいと考えております。

また、小中高生の保護者に対しては、全員の方に対して、県民運動への参加に関する理解でございますとか、今後に関する条例内容のご理解をいただくためのリーフレットを作成中でございます。これにつきましても、教育委員会、また学校現場のご協力をお願いしながら、配布方法のところに書いてございますように、単に配布するだけではなくて、できれば先生方から生徒に一言添えていただき、説明をしていただきながら配布していただければありがたいなと考えているところでございます。

その他諸々記載してございますが、今後、こうした取組を進めるに当たりまして、さらには今日の議論も踏まえて、今後充実していくに当たり、教育委員会と連携をしっかりとりながら進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。以上でございます。

(小岩企画振興部長)

ありがとうございます。続いて資料2に関しまして、原山教育長から何か補足事項がありましたらお願いします。

(原山教育長)

それでは補足的な説明をさせていただきたいと存じます。先ほどの知事のごあいさつの

中にもありましたとおり、教育委員会と県民文化部で連携して専門家からの意見聴取を行いました。それが資料2-2になります。そして資料2-3に、6月の県議会でご説明しましたが、条例ができる以前の段階で新しい性に関する指導のあり方を見直して、手引き等をつくり、それがきちんと学校に定着しているのかどうかということを確認したいということがありまして、アンケート調査を実施しました。その中身でございます。

これらから見えてくる学校における課題というものを、教育委員会として、しっかり捉えて対応しなくてはいけないんですが、それと同時に教育委員会、あるいは学校だけではできない課題という意味で、資料2-1の2ページにどちらかというこの総合教育会議としてふさわしいという意味で、知事部局、そして教育委員会等が連携して進めなくてはならないものを、これまでの取組から見えてきた課題という形で整理したところでございます。

学校における課題でありますけれども、この専門家の意見聴取、資料2-2にありますとおり、幾つか指摘されております。まず最初の産婦人科医からの2番目において、小中学校で性教育をどこまで誰がするかは学校によってかなり差があるというお話。それから元養護教諭からの3番目の丸でございますが、養護教諭や保健体育の先生ばかりでなく、先生全体が性を学べる場をつくってほしい。それから臨床心理士の方からは、学校では、性教育、道徳が重なっていくことが必要ではないかというお話。

ページをめくっていただきまして、NPO法人代表から、最初の丸にありますように、人権教育の重要性。3つ目の丸のとおり、教職員が性暴力に対して正しい知識を得て、心理パターンや行動を理解し、子どもに寄り添えることが大事だというお話。

その次の丸にあるとおり、養護教諭がSOSを発見しやすい立場にありますので、是非そのワークショップなどの研修を行って、アンテナを高くし、キーパーソンになっていただくといったご意見がございました。

それから資料2-3であります。従来の一斉講義型から転換しようということで、指導方法をアクティブなものに変えて、子どもたちが自分で考えるようにしようということで、指導方法についての検討をしましたが、それについての定着は、どうかというのが主な項目の2番目の丸です。4番目の丸なんです。実は「性に関する指導の手引き」について大幅に変えましたが、活用していない学校がまだ2割近くあるという問題。それから次の大学教授、専門家による指導研修会への参加が、まだ過去2年間で50%である。そして参加者も養護教諭にかなり偏っているという状況。

これらを踏まえて、この課題・意見を見ますと、3つ目の手引きの活用のところで、具体的な指導案がほしいとか、実践例や展開例をよく教えてほしいといった話。それから指導者研修会では、参加しやすい仕組みとか、養護教諭以外というような課題が指摘されております。

まず我々の手引きを改訂した考え方は、分厚い本をつくって、それを押しつけるというような形ではなくて、児童生徒の状況はそれぞれ違いますので、教師自身が指導案をつく

れるような、みんなでつくり上げるような形、英知を集める形が必要ではないかということです。マニュアルがほしいというような要請に対しては違うんじゃないかと思っていますが、いい事例をみんなで持ち寄ってつくり上げる、広げるという試みは是非やっていきたいと思っています。そのための仕組みも考えていきたいと思っています。また、研修会に関しては、まさに学校全体で取り組むことが必要ですので、養護教諭だけに限らず、全ての大勢の先生がその知識を身につけるための研修等のあり方を考えていきたいと、今考えているところでございます。資料の説明は以上でございます。

(小岩企画振興部長)

ありがとうございます。それではご意見をいただいきたいと思いますが、知事、教育長、轟部長にも順次ご発言いただければと思います。よろしく願いいたします。時間の都合がございますので、特に知事部局と教育委員会との連携のあり方や推進体制を中心にご意見等をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、私からのご指名で恐縮でございますが、まず口火を切るという意味で櫻井委員からいただければと思います。よろしく願いします。

(櫻井委員)

やはり、今、インターネットとかスマホで性被害が一番多いという、そういう時代になっておりますので、これは本当にみんなが連携しないとできないことでありますし、今までの取組の上に新たな施策をとということで、今回、説明していただきました施策は非常にいいと思いますので、それをきちんとできるようにしていただきたいというふうに思います。

学校では特に先生方みんながそういった指導ができるようになれば理想だなと思っております。社会全体で子どもを守っていくにはどうするのかということ、いま一度、真剣に考えなきゃいけないときが来たなという気がしておりますので、こういった施策がきちんとできるようにやっていただきたいと思っております。

(小岩企画振興部長)

では耳塚委員からお願いいたします。

(耳塚委員)

青少年の健全育成についての長野県の伝統を最大限に生かした評価されるべき条例だと思いました。ということは、反面で子どもを性被害から守るための仕組みをきちんとつくっておかないと、その被害に歯どめがかからない等のおそれがあるということでもありますので、今後がまさに大切だということを感じました。

資料を見まして、教員やPTAを対象とした、特に学校外の専門家と連携した啓発であ

るとか、予防の取組というのを粘り強く行っていくことが重要だと感じました。ただ、学校外の専門家との連携はもちろん不可欠の部分であるんですが、学校外に丸投げ状態になってしまうことも問題であるし、もう一つ問題なのは学校内の特定の教員に、この分野の対応が丸投げされてしまう、これは学校内の丸投げ状態だと思います。そういう状態も非常に危険だと思います。今のところ、おそらくは保健体育とか養護の先生方に丸投げされているような状況があるのではないかと、資料を拝見して感じました。そういう状態だと、性被害とか、あるいは性に関する問題の兆候というのを見逃してしまうという状況に陥りますので、この点は連携の問題というよりは、学校内、教育の中の問題として、課題としておく必要があると思います。

最後に1点、性教育については、県の教育委員会としては、指導の手引き等を新たに作成するなど、力を入れているということはよくわかるんですが、おそらく長期的な課題として考えてみますと、性教育の中身について、2つの性が自然な状態だということを前提につくり上げられているという、そういうものであると思います。おそらくこれを、今後、再構築していかないと、現在、その抑圧的な状況に置かれた子どもたちというのを救い上げていくことが難しくなるのではないかと思います。ジェンダー・アイデンティティーと、それから肉体と、それから戸籍というのは一致するとは限りませんので、それを含めた観点から、この性教育の全体というのを考え直していくという作業が必要になってくるのではないかと考えています。

今でも指導の手引きは、性同一性障害という形できちんと記述はされているのですが、これが教える先生方の間で共通理解が十分にあるのかどうかという点についても、課題であろうと思います。抑圧的な状況から抜け出すことのできない子どもたちが陰に隠れているように思われます。以上です。

(小岩企画振興部長)

平林委員、よろしく申し上げます。

(平林委員)

この度のこの条例の制定を、私は非常に歓迎をしております。そして本日の会議のためにいろいろ資料を送っていただき、また説明をいただきました。この基本理念として、自己及び他者を大切に思う心を育み、そして人権尊重の精神を基軸にする、そして自己を守るための正しい知識に基づく、自立的に心身ともに健全な成長をしていくことをサポートする、この2つの理念が掲げられておまして、そしてそのことが、単に学校教育の分野だけに任しておくというのではなくて、県民運動として進めていくと明記されております。

以前から性にかかわる教育は、多かれ少なかれ行われており、実践がなされておりました。しかし、その昔、その教育のことを、例えば純潔教育というような日本語が用いられた時代もありまして、このことに関しては学校では女生徒、いわゆる女性側に性モラルを

一方的に強要していくというような傾向があったのではないかと考えております。男女互いに認め合い尊重し合った人権教育、人間教育でなければならないということで、今回の条例についての説明資料等、非常によくできていて私はうれしく考えております。

当然、条例ですので、都道府県、全く同じ項目・内容になるはずはないわけで、この資料にもありますように、本県の条例の特性や属性、他県と比較して他県にないような視点等々が盛り込まれているということもよく理解できているところであります。これからが大事で、さまざまな場面でさまざまな工夫のもとに県民運動が推進され、成果が上がることを強く期待しております。もちろん、それには私どもも深くかかわって、責任も重く背負っているわけでありまして。頑張っていきたいと考えております。

私もあまり詳しくはないですが、東京都と長野県だけに条例が存在していないというような状況だったのではないかと考えます。それを東京都は時代状況も変わっているということで、先年、つくられたのではないかと考えます。それで長野県だけが条例がないというようなことでありました。長野県も、残念ながら社会の風潮、環境の悪化、劣化、モラルの低下というようなことがらに対しては、教育県だから教育、啓蒙、啓発によって未然に諸々の問題を防止したり、あるいは問題解決に当たっていくというような、そういう考え方が非常に強かったように思うわけでありまして。条例をあえて置かなかつたというのは、そのようなことが基本的な哲学理念になっていたように私自身は自分自身で解釈をしてきましたが、そういうような時代状況ではなくなったというように思います。

社会が変わってきたということが一つと、それから長野県の特長というのは、自然・風土・歴史的なもの、さまざまありますが、人的な、この全国的な、もっと言えば国際的な移動性、流動性というものは非常に高くなっております。長野県だけで、長野県だけの特長に基づいてという発想で問題解決とか、いろいろな事柄に対処していくということが、できる事柄についてはいいですが、この問題に関してはそういう状況ではないんじゃないかということで、この条例について勉強させていただきました。

もちろんこれからもあわせて啓蒙活動、教育、啓発をやっていかなければいけませんし、そういうものも含んだ県民運動でなければならないと理解をしているところであります。以上であります。

(小岩企画振興部長)

ありがとうございました。続きまして矢島委員さんからお願いします。

(矢島委員)

子どもを性被害から守る条例の制定の動きの中で、特に大きな変化があったことを私は感じました。それは、今までは、時にはメディアで子どもへの性暴力というものが取り上げられているにもかかわらず、日常ではそれについて全く話されてこなくて、触れられてこなかった。完全な沈黙だったんですね。それが、この条例の制定の動きの中で、いろい



ろなところで県民との対話をしていく中で、家庭や地域で、その子どもの性被害という言葉が話されて、こういうことをオープンに話してもいいんだという雰囲気は少しずつくられるようになったのは、かなり大きな変化だと思います。

そしてこの子どもの性被害予防のための取組支援事業によりまして、露出の多い服を着ていた人が狙われるのではなくて、抵抗しなさそう、おとなしそうな人、また警察に届けなさそうな人を狙って、性暴力の加害者はほとんど知らない人という認識から、知っている人からの性暴力もあるという認識に意識が変わったということもとても大きなことだと思います。

これらによって、今までの、私たち地域の大人は、暗い夜道の一人歩きはやめましょうとか、露出の多い服は着ないようにといった禁止教育、これらは被害に遭ったその子が悪いというメッセージになってしまうんですね。そのメッセージから、あなたは悪くないんだよ、話してくれてありがとうという、その言葉がけが変わる。この言葉がけが変われば、一人で歩いていた自分が悪い、自分が悪いと思えば誰にも言えない、誰にも言わなければ性暴力はなかったことになる、性暴力がなかったことになれば被害は拡大する。この悪循環を、私たち地域のおとな一人一人が、あなたは悪くないんだと言えれば、自分は悪くないと思える。自分が悪くないと思えば誰かに相談できるんですね。誰かに相談すれば性被害が明るみになって、性被害が明るみになれば性暴力を最小限にとどめておくことができる。私たち大人は、加害者に都合のいい視点ではなくて、被害者への差別偏見をなくして、そして徹底的に被害者、被害に遭った子どもの視点に立った見方でありまして、言葉がけ、そして支援が重要になってくると思います。

まだまだこの取組支援事業、始まったばかりなんですけど、これが保育園、幼稚園、学校、地域など、多くのところで取り組めば、かなりの子どもが救われるのではないかなと、私は期待しております。その中で、私の意見として、今話した支援事業の充実拡大のほかに、基本理念を具体的なものにするために2点申し上げたいと思います。

1点目は、子どもは大人から守られるだけの弱い存在ではなくて、子ども自身に力があるということ。そしてこの子どもが持っているすばらしい、子ども自身の力を発揮できるように、子どもが性被害に遭ったときに子ども自身ができる抵抗力をつけていくこと、これもとても重要だと思います。これは、正しい知識だけではなくて、知識を使うためには自分のことを大切だと思わなければ知識が使えないので、自分を大切な私と思えない子どもたちが性被害を受けやすいんですね。ですから、人権教育の必要性を感じます。特に児童養護施設の子どもたちや特別支援学校の子どもたち、地域高校でありますとか定時制高校への人権教育、性教育をお願いしたいと思います。

そして2点目として、学校での教職員への人権教育、性教育の充実が必要だと思います。現実はどこでどのような性暴力が起きているのか、残念ながら学校内で子ども同士での性暴力も起きています。これは学校が悪い、子どもが悪いのではなくて、これは貧困による影響がかなりあると思います。実際に貧困家庭で一部屋しかないところで、親の性行為を

見ていたり、または母と交際相手の性行為を見ていれば、自然と学校でそのような性的な問題行動を起こすのは当然だと思います。スクールソーシャルワーカーや、スクールカウンセラーとの連携、またSOSを発見しやすい養護教諭も含む先生方の研修、そしてその発見した後の対応がスムーズにいくような管理職の研修が必要だと思います。

この教職員の研修というものは表面的ではなくて、性暴力を受けた子どもの心理パターン、行動パターンや、性加害をしてしまう子どもの背景や性暴力の見分け方などをする必要があると思います。表面的な研修だと、それを指導という観点で捉えてしまって監視で終わって、そうするとなかったことになってしまうんですね。根本的な解決にならないので、全ての子どもを性被害から守るためにも、指導から性暴力の被害者への支援、性暴力をしてしまう子どもへの支援という観点から必要だと思います。以上です。

(小岩企画振興部長)

ありがとうございます。それでは荻原委員、よろしくお願いします。

(荻原委員)

この条例ができた背景、当然、子どもを守りましょうということだと思います。それでリーフレット、パンフレットを配布しながら、学校の教材などにもしながら、メディアリテラシーにも関連させて、これを浸透させていこうということで、それは大変結構なことだと思います。

ただ、一つ、意見としては、性被害から守ると、そのための性教育だということなんだと思うんですけど、性というよりも何か命の教育というような形で、例えば長野県オリジナル的な取組でもいいのかなと何となく思っています。性っていうとそこだけフィーチャーされて、性イコール命っていう捉え方もあるんだと思うんですが、性、性、性ばかりでなく、やはり命なんじゃないかなと私としては考えます。

今、うちの子どもが小学校へ通っておりまして、その学校では各学年で動物を飼っていて、うちの子のクラスではヤギさんを飼っております。繁殖の時期になりますと、ご近所のヤギさんを連れてきて、学校では結婚と言っていますが、結婚させて、実際、その結婚する現場、また妊娠して子どもが生まれる場面も子どもたちも目の前で見ています。これはやはり親としても大変いい命の教育だなと見ております。

そうすると、多分、子どもたちは、親が教えなくても、あっ、命というのはこういうふうに育まれるんだなと漠然とわかってくるんだと思うんですね。多分、これは、我々も動物だから何となく同じかなというものが小学校の低学年のころから意識づけられていく。そういうものと併せて性教育もセットでないと、性、性、悪い人には近づかないでね、変な情報には近づかないでねなんていう、小手先のといったら失礼なんですけど、そういうものではないんじゃないかなと。もっと広い意味での性教育、命の教育に取り組んでいただけないかなと。

資料2-2の白丸3番目に、やっぱり中学生の妊娠、また中学を卒業して間もない子どもが妊娠、そしてトラブルに巻き込まれるということもあります。もちろんその子を守るという意味でのその性教育など必要だと思います。ではその子が妊娠して、その後、その妊娠した命をどうするのかというところまで、その子がもし事前に何かそういう命に対するの考えを持っているならば、場合によったら、こういうこともなかったのかなというように感じもしています。

私の知人で、やはり助産師さんで、学校に出向いて講演をしたりというような方もいらっしゃるんですが、今の子どもたちは本当に何も知らないというようなことを常々おっしゃっております。性というよりもいろいろな意味で幅広い意味で命の教育というものが重要ではないかなと思っています。

それとその助産師さんのお話も含めてですが、その子どもたちにどう教えていくのかと、いわゆるHowの部分に非常にばらばらだと。これはもう既に資料にもあるように、学校、先生、また家庭、親、こういうものが共通理解、共通認識を持っていなければいけないんだろうなど。あの人に聞いたらこう言うし、この人に聞けばこんなことを言われて何か全然別々だ、ばらばらだなんていうことでもいけないと思いますので、我々大人がしっかりした共通理解、共通認識を持っていなければいけないんだろうなど感じています。

最後に1点、このあなたの使い方は大丈夫っていう、これメディアリテラシーのパンフレット、リーフレットですか、この一番最後のページに、困ったときには相談してくださいと連絡先があるんですが、やはりここには、秘密は厳守ということが書かれてないので、それは必要ではないかと思っております。以上です。

(小岩企画振興部長)

ありがとうございました。各委員さんからそれぞれご発言をいただきました。ここで轟部長、また教育長、教育委員会、また知事からご発言があればと思いますがいかがでしょうか。では轟部長から。

(轟こども・若者担当部長)

最初に私から何点か申し上げたいと思います。

今、教育委員さんからそれぞれご発言をいただきました。櫻井委員さん、それから平林委員さんからもいただきましたが、知事の冒頭のあいさつにもありましたように、これからは大事というところ、これは私どももまさにそのとおりだと考えておりますので、先ほどの資料でご説明いたしましたような内容、またさらにその充実も含めまして、これからしっかり取り組んでいきたいと考えているところでございます。

また、耳塚委員さんから、性的少数者への配慮という視点もいただきました。今般の長野県の子どもの性被害から守るための条例におきます性被害という部分につきましては、これは男女間の性被害だけを取り上げているものではございませんので、その部分も意識

させていただいているというところでございます。これは念のため申し上げたいと思います。

また、矢島委員さんからもさまざまご意見をいただきましたが、やはり子どもには自分からそんな力があるんだという部分、これは、地域の大人も十分理解しながら対応していかなければいけないと考えております。そしてまた人権教育という観点もお話をいただきましたが、先ほどご説明をいたしました支援事業の中におきましても、まさにそうした観点から、子どもに対する性教育のあり方、どうすればいいのかというところをこの事業の中で、地域でワークショップ等を開いていただきながら、大人の皆さんにご理解をいただければと考えておりますので、矢島委員さんからいただきました観点も含めまして、これからさらに拡大をしていきたいなと思っておりますのでございます。

また、荻原委員さんからもいただきましたが、まさに命の教育であるという部分でございます。今回の条例の制定に当たりまして、約3年間、議論をしてまいりました。その中では、これまで必ずしもなかなか知る機会がなかった性被害を受けられた方々が、いかに深刻なダメージを受けていらっしゃるのかという部分についてもお聞きをする機会が何度かありました。その中でもまさに性教育というのは、単に知識を教える教育ではなくて、繰り返しになりますが、人権教育であり、命を大切にすることを、私どもとしても再認識をさせていただいております。

先ほどの支援事業の場におきましても、そういった観点からワークショップの中では取り上げていただけたと思いますし、また学校における教育におきましては、また教育委員さんでご審議をいただきながらご対応いただけたと思っておりますので、当方としても、知事部局サイドとしてもさらに充実をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(原山教育長)

学校教育における課題は本当にたくさんあると思いますが、一つは集団に対してどういう指導をするかというものの中身とその方法論というものと、それから、特に矢島委員がおっしゃられた個別の生徒の困っている状況を、いかに先生が早く拾い上げて有効な手だてを打てるかという個別指導の部分と両方必要だと思っております。その両方をやるためにも、相当深い理解を教員が共通に持っていないと、うまく機能しないなと思っております。

今、実は28年度から新規採用の教職員に対しての研修をやったんですが、それはまだ本当に初歩的な段階で、先生になったが、養護教諭なり保健の先生たちが性教育ということはどういうことをやっているのか、それすら知らなかったとすれば、その先のは進めないということで、まずそこから手始めにやりました。それ以後のものについて、どうやって深めていくかということについて真剣に検討していきたいと思っております。

(阿部知事)

さまざまなご意見やご提言をいただきました。基本的に皆さんおっしゃっていることは私も同感なことばかりだと思っています。荻原委員におっしゃっていただいた命の教育のような形で、長野県独自のスタンスで、子どもたちに命の大切さというのを教えていくというのは私も大変重要だと思いますので、是非これは教育委員会の中で具現化、検討してもらいたいと思います。

それから、これ、ちょっと私が条例を提案した立場で言うと少し、今回の条例の考え方というのが実はほかの県と違っているということを、私はもっとしっかりと伝えなければいけないのかなというのが正直な感覚です。実は法律の専門家の皆さんとの議論の中で、最高裁判決を絞り込んで罰則規定をつくっています。罰則、是か非かのところに焦点が当たって報道されてしまったもので、あまりそこのところが伝わっていないところが、実は私としては残念な部分があります。

矢島委員におっしゃっていただいたように、私はやっぱり子どもたちの力を信じて伸ばしてあげるっていうことが、片方、大事だと思っています。そういう意味で、例えば結婚可能年齢であるにもかかわらず、完全な同意のもとで行われる性行為を規制するのかしらないのかというところは、非常に微妙な問題があると思っています。そういう意味で欺罔、威迫、困惑、この3つの類型は処罰の対象にしていますが、例えば相手方の思いをとって自己の性的欲望の満足だけという規定は今回入れていませんし、あるいは誘惑に乗じてというようなことも、今度のうちの県の条例からは外しています。そこは、本来いろいろ議論があり得るところだと思います。私の思いとすれば、やはり子どもたちに、そこは自分の責任、自分の考え方もしっかりと持ってもらいたいなと思っています。

もちろん極めて低年齢な子どもに対しては強姦罪が直接適用されているし、強制わいせつ罪も本人の意思があっても適用されるわけです。一定年齢以上になれば、今回の我々の条例というのは、本人の考え方というのを実は尊重している、ほかの県とは違った条例があります。であるからこそ、私は教育だとか、あるいは県民運動の重要性ということはずっと言い続けてきています。ですから、単に今まで長野県は県民運動をやっていたから県民運動が重要だとか、性教育が大事だと言っていることだけではなくて、今回の我々の条例の規制の立て方自体が、本来、やっぱり地域の皆さんの運動であったり、あるいは子どもたちに対する教育だったり、こうしたものとセットでなければ成り立ち得ないというのが、私の思いなんです。その他県との差異を意識しないで、ただ漫然と性教育をやりますという話では、私は違うんだろうなと思っています。そこは教育委員会の皆さんとも、我々、県民にももっとちゃんとそこは伝えていかなければいけないんだろうと思います。

そういう意味で、本当にその子どもたち自身に力をつけていくということが先んじて大事でありますから、そういう意味で学校の中でどう対応してもらうかというのは、私はすごく重要だと思っています。我々知事部局もその地域の中での取組をしっかりとやってみましょうということも言っていますので、そういう意味で、例えば県民運動との、学校教育との連携も、もう少し具体的な形で考えていくということが重要だと思っています。

それから、矢島委員におっしゃっていただいたように、考え方が大分転換してきたなど思っています。私、当初、この議論を始めるときに、正直なことを言えば、私も公の場で性行為が何とかとか、ちょっと正直、気恥ずかしいところもありましたが今は平気で性行為がどうかとっています。そういう意味では、こういうものはオープンな場で語れるようにはなっているんじゃないかなと思っていますし、そういう中で、そういう環境ができつつある中でどういう共通認識、これは荻原委員もおっしゃっていただいたように、どういう共通認識で、子どもたちから相談されても、先ほど矢島委員からは自分がしっかりとノーと言えるような対応もしていかなければいけないだろうし、何となくそのところが、多分、まだ曖昧さが残っていて、議論が大きな平場で検討できるようにはなりましたが、子どもたちからこういうことで相談されたときにどう対応するのかということが、形式レベルのこう対応しますということじゃなくて、もう少し中身の部分も整理して共有していかないと、多分、学校の先生たちもそこら辺の感覚が共有できないと困るだろうと思います。

私が先ほど申し上げたように、子どもの主体性をかなり尊重している条例になっていると私は思っていますので、そこを先生方からも子どもたちにはある程度伝えてもらいたいと思います。それは他者を大切にすることでもあり、結局、自分を大切にすることがこの性被害から自分たちを守ることにもつながっているし、相手に傷つけないことにもつながっていきます。この条例の形にすると、非常に無味乾燥な形になっているんですが、私のこの検討過程での思いはそういうところにありますし、是非そういうことは共有していただきたいなと思います。

それから平林委員におっしゃっていただいた、もう長野県だけという時代ではなくなったということで、これ子どもに対する性行為やわいせつ行為に対して規制を設けたのはうちの県で最後になりますので、これ、我々としては、国に対してそろそろもう少ししっかりこの問題を考えてほしいということを要請しなければいけないと思っています。

というのは、今、強姦罪等の厳罰化も法制審から答申が出たみたいですが、どうも国は、地方が率先してやっているところが何か自分のテリトリーとは違うみたいな発想になっているのかもしれませんが、これだけ子どもに対する性被害、性行為に対して全ての県で規制を設けている中で、国がどう向き合うかということはしっかり考えてもらいたいと思います。今回も条例の制定過程で、課題として取り上げられ、率直に言って県レベルでは大変難しいなと思ったのが、その加害者側、加害者として処罰の対象になった人に対するその更生、指導をどうするかというところは、司法プロセスの話に入ってしまうので、これは国側で、再犯防止という無味乾燥な感じですが、そういう人たちに対する対応をどうするかというのは、国でしっかり考えてもらう必要があるだろうと思っていまして、そういう部分は、国へ検討を求めていかなければいけないと思っています。

それから長くなってしまって申しわけないですが、もう1点、耳塚委員にご指摘いただいた性的少数者、LGBTの問題、これは、この性被害の問題で「りんどうハートながの」

をつくるときに、私のところに来た原案が、何か女性の相談に乗りますみたいな感じで最初書いてあったので、これ違うだろうと。男性もあるし、その性的少数者もいるので「誰でも」という形に変えてもらったんですね。LGBTのところというのはあんまり県としてこれまで意識してこなかったんですが、耳塚委員ご指摘のとおり、実際に悩んでいる方もいらっしゃる、私も直接お話を伺ったこともあります。そういう方たちに対する対応をどうするかということは、本質的には別次元の話ではありますが関連してくるので、ここは我々も教育委員会も、少し考えていかなければいけない論点の一つかなと思っています。以上です。

(小岩企画振興部長)

ありがとうございました。まだ時間はございますので、今のやりとりを含めて、またさらにご意見ありましたらご発言いただければと思いますが、いかがでございましょうか。

(原山教育長)

他者を大切にするという人権教育が根幹にあって、その上で性的リテラシーをどこまで踏み出せるかということだと思います。他者を大切にとか人権教育の部分に関しては誰も、方向性も含めて、あるいはどこまでも含めて、一致しているだろうという共通認識です。ただ、その上に立った性的リテラシーをどこまでという部分についてはなかなか、今の状況の中で難しい面もあって、それとセットで、例えば市町村なり市町村教育委員会と県、長野県教育委員会の認識が一致しているかどうか。あるいは一致していないほうがいいんだろうと思いますが、どこまで一致しているか、その4者が、あるいは学校も含めて、そういったものが共通の認識をつくれるようなプラットフォームのような形で進めていったり、あるいは市町村レベルで言えば、市町村の中にもそういった既存のものがあるんだと思いますが、その中にきちんとこの問題を取り上げてもらうという形で、共通認識をみんな醸成していくということをやっていくことが是非必要だろうと思います。学校は学校でやりますが、結果的に義務の問題でいけば、市町村の設置の学校ですから、市町村なり市町村教育委員会の理解がないと円滑には進んでいかないと思っていますので、是非そういう方向のプラットフォームと、そしてそこに我々の問題意識を投げかけながら、前に進めていくというやり方をとっていったらどうかと考えています。

(櫻井委員)

正直言って、性教育というきちんとしたものを私自身があまり受けてこなかったという経緯がありまして、だから子どもに聞かれてもきちんとしたことが答えられなかったというのが事実なので、学校においても先生たちもそうじゃないかと思うんです。聞かれたときにきちんと答えられるというようになっていかなきゃいけないかなと思うんです。

ただ、そこらへん、非常に温度差がありまして、学校によってもそうですし、市町村に

よってもそうだと思いますし、そのへんのことを、県としてどうやっていくかということかと思ひますし、これだけ時代が変わってくると、条例化したことは良かったと思ひますので、したからにはきちんとしたことをしていくということで、今までのこととは違つた形で、覚悟を決めてやっけていかなきゃいけないという思ひがあります。

(耳塚委員)

一言だけ。この条例の基本的な精神というか前提というのは、自立した個人というものが子どもではあつてもあるということ。ということは、その分野、やはり教育とか人間形成というものが非常に重要であるということ。これは、そこまで含めた形で現場にきちんと伝わっているかということは、よく確認していく必要があると思ひました。

(矢島委員)

私は大人が変われば本当に変わると思ひます。今までそれぞれが持っていた差別偏見であるとか、それをしっかり自分の中で、こういう偏見があつたんだなとか、こういう差別をしてしまつているなというところ。そして、これは本当に全ての大人が手をつながなければできないことでもあります。例えば家の中でおじいちゃんから子どもに向かつての性暴力が実際にはあります。それが家長制度の残りであつたりとか、さまざまな歴史の中で、それがなかつたことにされてしまつていることが多いかと思ひますので、まず現実をしっかりと把握するというところ。そして誰が困つてどういう支援が必要かということが、私たち大人もしっかり見ていかなければいけないと思ひます。

そして連携するという点では、子どもから声を上げたときにしっかりと受けとめてくれる大人、これは家庭でなくても学校の先生でも、地域の人、誰でもいいので、やはり地域がしっかりと家庭や子どもを支えていくことができるということで、福祉行政と教育委員会と、そして学校、家庭、全てが連携していかなければ守れないことですので、この連携ということをしっかり認識していきたいなと思ひます。以上です。

(阿部知事)

いろいろとご意見をいただきありがとうございます。教育委員会と一緒に進めていきます。我々でも、先ほど説明があつたようなパンフレット等をつくつてやっけていきます。

皆さんのお話を伺つていて、多分、協調していかなければいけないなというのは、矢島委員の今のお話で、潜在的にいろいろな性暴力、性被害があるので、今回、条例をつくつて規制を設けていますので、こういうことはもう犯罪ですということを明確に言つていかないと、この条例の検討の過程の中でも、何となくこの程度ならいいんじゃないかとか、何となくこのいたずらという言葉でごまかされてしまつて、そもそも大人の責任ということも明確に示させていただけています。子どもに対する欺罔とか威迫を用いた性行為なり



わいせつ行為は、もう明確な犯罪だということをしっかり言っていかなきゃいけないんだろうと思います。

ただもう一つ、矢島委員さんにおっしゃっていただいたように、我々大人は、大人の責任を全うするのは子どもの自立をちゃんと促しましょうという、子どもたちに対する上から目線の教育ということじゃなくて、子どもの主体性をしっかり見守りながら子どもたちが自立できる、自分で判断できる、そういうことをしっかり伝えていかなければいけないなど皆様のご意見を伺っていて感じました。パンフレットで少しそういうところを強調してもらったほうがいいかなと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

## (2) 次期長野県教育振興基本計画の策定について

(小岩企画振興部長)

それでは、次の会議事項に移らせていただきます。会議事項の(2)次期長野県教育振興基本計画の策定についてでございます。

こちらは資料3を使用させていただきますが、こちらにつきましても、あらかじめ委員の皆様にも事前にご覧いただいているところがございますが、原山教育長から補足的なご説明がありましたらお願いいたします。

(原山教育長)

前回の総合教育会議の中でもご報告させていただきましたが、次期の教育振興基本計画の策定について、4にありますような形で策定を進めていきたいと考えております。

有識者懇談会を設置いたしまして、それぞれの方からのご提言をいただきながら議論を深め、策定に反映させていきたいと思っておりますが、昨日、第1回目の有識者懇談会が開かれたところでございます。それが2ページ目にあります懇談会の設置ということでありまして、メンバーはこちらに掲げてある皆様でございます。

第1回目ということで、どういうことが課題、どういうことを問題意識として各委員さんが持っておられるかということを中心に議論をしていただきました。その際に、教育委員会としてこういう問題意識が考えられるのではないかという、たたき台的に用意しておりますのが次のペーパーでございます。激変する社会に対して学びの変革、学びの保障、そしてそれを支える学びの基盤という形。

それから、幼児期から小中学校、高校、大学・社会人といったプロセスの中で、どういうことが必要になるかという観点で整理をいたしました。学びの変革ということで、激変社会に対し、能動的に生きていくために必要な学びの変革は何か。学びの保障としては、誰もが学び続けることができる体制の整備はどうかという話なんですけど、これらにつきまして、委員の皆様から多様なご意見をいただきまして、幾つかご紹介したいと思っております。

まず激変社会に対応し、能動的に生きていくために必要な学びの変革という部分で、総合的に、今までの一斉教育とか集団教育が果たしてどこまで通用するのか。個に対応した教育をもっと進めるべきではないか。場所とか時間に捉われない教育が必要ではないか。とりわけ民間の教育機関が少ない長野県においては、公教育が多様性を提供することが必要ではないかといったご意見がありました。

それから幼児教育につきましては、その重要性が指摘されました。こうした激変社会に対応する能動的に生きていく力の根幹が幼児期にあるのではないかということ。その幼児教育は小学校段階の学習の前倒しではなくて、遊びにある。遊びから得られるものがあるという、もう遊びが中心であると。その際には、長野県としての自然との関わりというもの大きな成果をもたらしていくというお話がありました。

それからその次のところに、激変社会、小中学校、高校段階の中の囲みですが、探求型の学びというところがあります。学校教育はどちらかというと、できるだけリスクを軽減して子どもたちに学ばせようとするが、これからの時代はもっと子どもたちにリスクをとらせて、プロジェクト型の学校学習が必要ではないかというご意見もありました。

それから地域社会、地域とか社会につながる学び、それからその下のほうに生涯学習的に地域で学び続けること、それから学びが地域に活かされるといったことですが、これに関しては、今回、県外の有識者ということで新潟大学の教授をお願いしているんですが、信州学、高校における信州学というのは非常にすばらしい取組であるという評価をいただきました。また地域で学ぶ、地域と共に学ぶということは学ぶモチベーションにつながる。先ほど、冒頭、私のあいさつで示したような内容も含めてですが、学ぶモチベーションにつながるだろうと。それから大人たちとの関わり、生涯学習の中に学校をいかに開いていくかといったことが問題意識として提起されたところでもあります。

それから学びの保障の中では、中山間地の学校を存続させるといったときに、今までの枠組で果たして可能なのかどうか、変えないとだめではないかというご意見もありました。

その下の学びの基盤で言いますと、そうした能動的な力を身につけるためには、教員自身ももっと自由な発想が必要であろうし、そのためには、教員の多忙といったものの解消が是非必要だろうというお話がありましたし、また学校・家庭・地域の連携に関して言いますと、もう共働きが常態化している中で、親が学校に関わるということは非常に難しくなっていて、そのためには企業の理解、勤め先の企業の理解が是非必要であろうと。社会全体で育てるという意識が是非必要だというようなご意見がございました。

さらにこういった改革を進めるに当たって、コスト、費用対効果といった観点を無視することはできない。もしそうでなければ、結局、総花的で何も実現できないということになりはしないかということも意見として出たところがございます。そういうさまざまな問題意識の発言がございましたので、それらを踏まえ、また教育委員さんとも議論しながら進めていきたいと思っております。

これは教育委員会がつくる計画ではなく、長野県としてつくる計画でございますので、

知事部局とも連携しながら、知事ともよく議論させていただきながら前に進めていきたいと思っております。

(小岩企画振興部長)

ありがとうございました。残りの時間で本件についての意見交換という形にさせていただきたいと思いますが、各委員さん、また知事からご意見がございましたら出していただければと思います。いかがでございましょうか。櫻井委員さん、お願いします。

(櫻井委員)

今、教員が自信を持ってないというような場面もありまして、そういう中で、どうすれば教員が反応してきちんと動いて自信を持っていけるのかという、そういったことで是非考えていただきたいなと思います。こういう計画は、これはこれから詰めていくところではありますが、どちらかという、抽象的なことが多くなりがちなので、できるだけ具体的に、最後はその教員と子どもがどうするかということだと思しますので、そこが動くようにいろいろつくっていただきたいなという気がいたします。

これはその他の事項に入るかなと思うんですが、校長先生との話合いの場がありまして、その中で非常に意見が出たのが、環境整備を整えてほしいということで、特にトイレが臭うとか、雨漏りの体育館だとか、市町村の小学校・中学校は非常にきれいになっております。そういう中で、県立の高校は本当に環境を整えなければいけないというところへ来ておりますので、そういったことも含めて、考えていただきたいなと思います。

それと、やっぱり積極的に生徒が自ら課題を見つけていくという、SGHは非常に素晴らしいと見せていただきました。ただそれが、国の制度が終わるところもあるわけですし、それをこれからどうやっていくか、せつかくこういった素晴らしい取組をこれからどうのようにしていくかということで、県の大きい問題かと思しますので、私の個人的な希望としましては是非これを継続していただきたいという気持ちがありますので申し述べさせていただきます。以上です。

(小岩企画振興部長)

ありがとうございました。他の委員さんからいかがですか。

(耳塚委員)

県立高校のトイレの問題は本当に多くの校長先生が指摘されていて、私たちは普段お客様用を使って目に触れないところにあつたんですけれども、問題としては相当大きいんじゃないかということも私も感じました。それは付け加えておきます。

それから、この基本計画では、この学びの変革というのが最重点課題として全体を束ねるテーマとして位置づけられております。引き続き、前回もテーマにここでいたしました

が、やはり子どもの貧困への対処も時代の課題として非常に重要性を持っているということを感じます。特に非正規労働力の割合が高まっていて、その世代が親となって子どもがまた生まれていくという状況を考えると、今後、深刻さはより大きくなるという方向で、ちょっと予測することができないなと感じております。

それから幼児教育というのが、その子どもの貧困を考える上でも重要であるし、また学びの基礎的な段階であるということから見ても重要であるということがわかっています。

その幼稚園、保育所、認定子ども園、これらについて県としてどういう施策が打てるかということについては、非常に重要な課題なので、どういうことが県にできるか、考えていきたいと思っております。

(平林委員)

1点だけ触れさせていただきたいと思っております。この問題意識の、この表の一番下に書いてある学びの基盤、この中に教員の多忙解消というところがあります。これは、多忙の一番大きな原因というか理由というのは、放課後等の、あるいは土日とか、あるいは授業前の、長野県の場合には随分改善されてきているわけですが、部活といいますかクラブ活動、これが非常に大きなウエイトを占めていると思うんです。私は、極論を申し上げますが、究極のところは、学校のクラブ活動は、同好の士が集まって、30分なり1時間ぐらい仲間たちで楽しむというぐらいでいいのではないかと。どうも明治以来、立派な兵隊を育てるために兵式体操から始まって、しつけ教育から何から何まで、あるいはスポーツの優秀選手の育成等々、あらゆることを学校に担ってもらおうという傾向が強くありました。近代化を急ぐ上ではやむを得ない部分があったと思いますが、その名残りがまだ多分にあると考えますので、教員の多忙解消をどうしていくのかというようなところは、これは大いに考えていかなければいけないことだと思っております。

この間、静岡県で開催された1都9県の教育委員会に私が代理で出席させていただきました。そこで、静岡の先生が言うておりましたが、かつて静岡県はサッカー県でしたが、それがもう全然だめだと、全国大会、インターハイへ行っても勝てないということでサッカー県でなくなったとおっしゃっていました。実際はジュビロ磐田とか、クラブチームの下部組織に高校生が、あるいは中学生が入っているということで、私は今でもサッカー県だと思っておりますが、学校対抗も魅力的ではありますが、随分、選手養成というか育成といいますか、スポーツの振興、スポーツに限らないんですがいろいろな、教科の学習以外の分野での活動というものが、形態が変わってきているんだということをおっしゃっているのだと思っております。それがさらに進めばいいと私は思っております。一挙にはいかならないと思っております。

昔のことを言うと、昭和40年だったかと思いますが、高体連を解散して高校のスポーツ系のクラブを一切廃止するというのが、もう一歩というところで成立するような状況がありましたが、急にパッとそれが白紙になり、なぜかは私はわかりませんが、それは、先

生たちの負担軽減とかそういうことではなくて、学校職員の超過勤務、超勤手当を要求するという組合運動との絡みの中で出てきたことだと思いますが、そうはならなかったんです。何とかして、この多忙解消というようなことは真剣に考えなければ、本来的な学校の先生の教育活動に支障を来すと、ブレーキになると思っております。

(矢島委員)

2点ありまして、一つは、先ほどのトイレの事情が出ましたが、やはり私はこれもとても重要なことだと思います。魅力ある学校づくりのために、子どもたちがここで学んで良かったと思えるような、また中学生がオープンキャンパスで行ったときに、こんなにトイレが汚くてくさいところなんか嫌だと思つと、何か自分の価値まで否定されてしまうような感じがします。実際に他県と比べても長野県の洋式率、トイレの洋式率はかなり低くなっておりまので、是非今、この現代において、和式よりも洋式のほうがいいかなと思つます。

それともう1点は、真ん中にありました長野県らしいインクルーシブな教育システムということで、特別支援教育の充実と書かれておりますが、これも本当に私はずつと言つてきましたがとても重要だと思います。なぜならば、子どもが多様化し、この子どもの多様性になかなか周りの先生方がついていられないのが現状で、本当に困つています。そして特別支援コーディネーターをそれぞれの学校に配置されておりますが、その先生が兼務をしておりますので、専門性に欠けます。兼務しておりますので、なかなかそれだけに没頭できない、集中できません。また人が変わればまた変わつて、ゼロからの出発になつてしまうということで、先生方も困つていますし、実際に子どもたちもとても困つていて、二次被害が起きているんですね。二次被害が起きますと、いじめとか、学力低下、そしてさらには不登校、そういうさまざまな問題の陰にこういう、発達に特性のある子どもへの支援というものができていないこともあるかと思つます。是非この特別支援コーディネーターの専門性の確保をお願いしたいと思つます。以上です。

(荻原委員)

手洗いのお話では、洋式が普及して、最近の若い者はしゃがめない、足首が固い、ひざが固い、そういうのはいかんというような意見が、昔、随分あつたなと思つますが、完全に時代はもう変わつていますので、私も洋式化を是非望みたいなと思つております。

先ほど教育長から学びの保障、少子化が進む中、中山間地における学びをどう保障するかというお話で、先日、白馬高校を視察に行つてまいりまして、国際観光科の生徒たちにお話を伺つてまいりました。校長先生からは、事前に、県外の生徒さんの中には、学校になかなかなじめない、不登校ぎみの生徒もいたというようなお話を事前に説明いただいていたんですが、実際、子どもたちと向き合いますと、全く誰がその子なのか見当もつかないぐらい、皆さん、元気に学生生活を送つておりました。

また、校長先生のお話では、問い合わせが大変あるというお話を伺って、まさにこの中山間地における子どもたちの学びの保障やその場所の確保も含めて、いい事例になっているのではないかなと思っております。少子化の傾向は止まりませんので、生徒さん、子どもたちが県内に定住をしてくれたり、いずれは働き手になってくれるというところにも必ずつながっていくのではないかなと思いつながっていきながら、視察をさせていただきました。

ただ、1人、県外の子が、山が非常に好きだと、この白馬の学びの環境は大変大好きだ、将来は登山者の安全を確保するために県警に入りたいというお話をしていました。ただ富山県警に入りたいという、そういうオチがあって、何で長野ではないのかと、私はそこまで聞けなかったんですが。

いずれにしてもそういう都市部の子どもたち、子を持つ親の方々も、やはり自分の子にはそういう自然の中で学んでもらいたいというニーズは必ずあると思いますので、これ白馬だけでなく、今回、白馬高校のこういういい事例を、県内のそれぞれの学校でも生かせば、少しとっぴな言い方ですが、定住者や働き手の確保にも随分つながっていくのではないかなと感じさせていただきました。以上です。

(小岩企画振興部長)

ありがとうございました。各委員さんから一言ずついただきましたが、知事から何かございますでしょうか。よろしくをお願いします。

(阿部知事)

教育委員会の皆さんとも一緒に冒頭申し上げたように長野県の活力を増進していく上で教育は最も重要な柱でありますので、いいものをつくっていかなくちゃいけないと思います。

その中で、一つはこのつくり方の中身、今の計画を見ると総花的ですよ。総花的に一応入れなくちゃいけないということもあると思うんですが、この重点的な施策として掲げているようなところはもう少し具体的に掘り下げて目標設定しないと、ただこの計画をつくってやるけど、満遍なくみんなやっていて、どこが変わったんだかよくわかりませんねという形になりがちなので。つくる時はよく工夫して、これが重点だとすれば、ではそれ具体的にどうするのかというのがわかるようにしてもらって、そこはしっかり意識していくようにしたいと思います。

それから高校の施設のトイレの話は皆さんの共通認識なので、これは予算要求しているの。

(原山教育長)

28年度から大幅に予算措置をしていただいています。どうしても学校の意識とすると教育環境の整備であって、子どもたちにとってみると生活の場でもあるので、子どもたちの

ニーズとは少しずれて要求をし、予算をつけていることがあるのかと思っています。

今、ご指摘もたくさんありましたから、教育委員会内部でどういう方策をとったらいいかを考えますし、必要があれば予算を要求していきたいと思います。

(阿部知事)

ベーシックなところはちゃんとやらないと、幾らいいことをやっても学校へ行きたくないよというような学校をつくっていてもしょうがないなと思いますので、そこは私も配慮しますので、よろしくお願いします。

それから、これからのこの計画に向けて、私の漠とした話ですが考えは、原山さんの最初の説明の中にもキーワードとして随分出てきましたが、多様性を尊重する、個性を伸ばす教育というのはしっかりやっていく必要があるんだろうなと思います。長野県の教育の特色をどこでどう出していくのかということは、例えば荻原委員の命の教育のような話とか、今、信州型自然保育の話、環境との触れ合いの中の教育とか、長野県で学んでよかったな、長野県で学びたいなという、そういう特色をしっかり出していくということが大事だろうと思います。

それから白馬高校の事例もありましたが、これ特色ある学校をつくっていくということと併せて、地域だとか企業だとかと、どう協力・連携して学校をつくっていくかと。どうしてもこれ、教育委員会は何か教育界だけで頑張ろうという傾向があるんじゃないかと思っています。地域の人たちも企業の人たちも応援したいとか協力したいという気持ちは相当あるので、そういう多くの人たちの力を結集して学校を支えていく、教育を良くする、その視点を是非入れていくことが必要だろうなと思います。

それから、そういう文脈とも関係しますが、長野県の特色というか、長野県の課題でもありますが、中山間地の学校をどうしていくかということが大事だと思っています。そういう中で、例えば北相木の花まる学習塾と連携した山村留学とか、王滝村の遠隔教育、信学会と連携しての遠隔教育だとか、そこは地域と企業と教育界が連携している極めていい事例だと思います。そういうものをもう少し柔軟に受け入れて広げていくことが、長野県の地域の活性化にもつながるし、教育の充実にもつながっていくと思うので、少しそういう観点をもう少し明確に入れていく必要があるのかなと思っています。

それから特別支援教育も、専門性をどう高めていくかというこれはそもそも論として大きな問題だと思います。これは教育委員会の皆さんのお知恵を借りながら充実させていかなければいけないと思います。我々予算をつける立場からすると、今、人の数は増やしているわけですよね。人の数は増やすんですけど、30人規模学級のときも、特別支援のときも、教育委員会に私がお願いしているのは、量の話は私が予算をつけて増やせるけど、質のほうは教育委員会で頑張っていたかかないと、質のほうまで私がコントロールできないのでよろしく、という話をしていますので、是非そこは教育委員会の内部で、質の向上をどう図るかは考えていただきたいなと思います。

最後もう1点、学力問題、今、教育委員会でもいろいろ工夫していただいているので、是非、成果を上げてきていただきたいと思っています。原山教育長に言ったんですが、学力テストの平均点の微妙な差異で一喜一憂するのが本当にいいのかなというように実は私は思っていて、どうもこれも、メディアの報道だと学力テストの順位が何番だということだけで騒がれがちですが、もう少し深く中身を分析したほうがいいんじゃないかと思っています。例えば基礎的な学力を問う問題についてであれば、正解者、点数の分布を見たときに、基礎的な問題の一定水準の点数をとれない子どもをいかになくすかということが、多分問題で、平均点、その平均点周辺にいる子どもたちが少し動くと平均点が変わるわけですが、その子どもたちが少し上がるよりも、むしろその基礎的な学力のところは、いわゆる学習についていけない子どもたちがいなくなるということが、多分目標であるべきだと思いますし、もう一つ、応用問題のほうは、むしろこっちも平均点よりは、うんと飛び抜けた成績をとれる子どももいますよということのほうが大事で、もちろん平均点で議論したほうがいい場合もありますが、多分分布の仕方とか、そういうところまで踏み込んでやらないと方針を間違えるんじゃないかと思っていますので、これは今後の課題として一緒に考えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(小岩企画振興部長)

はい、ありがとうございました。それでは予定の時間がまいりましたので、本日はこのあたりにしたいと思いますが、最後に知事から全体を通じて何かございますか、よろしいですか。

それでは、本日の議論の内容を踏まえまして、知事部局と教育委員会との連携、推進体制を一層強化して、来年度の主要事業や関連予算の編成作業に臨むこと、それから教育委員の皆様におかれましても、子どもの性被害から守るための取組が学校現場へ十分に浸透していくようにご協力をいただきたいと、この2点、確認をさせていただきたいと思えます。

(3) その他

(小岩企画振興部長)

次回の会議日程ですが、来年の1月頃に、来年度の教育関係予算についてを主な議題といたしまして開催することとしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

ありがとうございます。それでは具体的な日程につきましては、後日、事務局から改めてご連絡を申し上げます。

4 閉 会



(小岩企画振興部長)

以上で本日の会議を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。